

一般社団法人

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー



木村会長からの緊急告知

『これでいいのか個人タクシー』

『指導員に対する暴力・暴言行為及び
無免許運転等の発生について』



● 昨年12月に銀座乗車禁止地区内において、個人タクシー事業者による街頭指導中のタクシーセンター指導員に対する暴力・暴言行為が発生。

● 本年1月に運転免許停止期間中の運行（無免許運転）が発覚。

● 近年、飲酒及び酒気帯び運転も発生。

優秀適格者として許可を受けている個人タクシーとしてあつてはならない不祥事が繰り返し発生しています。

個人タクシーの評価をあげるべく日々努力をされている真面目な事業者を裏切るこのような行為は絶対に許せることではなく、個人タクシー事業者としてあるまじき行為であり、当協会における会員の処分等に関する規則の過怠金の賦課及び除名勧告の対象となります。

【事業者の皆様へ】

こういった度重なる不祥事が個人タクシー全体の信用信頼を大きく失墜させ、まさに個人タクシー制度そのものの自体が崖っぷちにきています。

今回のような事案を二度と出してはいけません。信用信頼を失うのは一瞬ですが、失った信用信頼はすぐには取り戻せません。

いつ乗っても、何回乗っても、個人タクシーは「乗って安心」とお客様が実感するには、再生に向けた事業者全員の努力の積み重ねしかありません。個人タクシーの評価をあげるのには私たち一人ひとりで他にはおりません。

個人タクシーがおかれている危機的状況を再認識いただき、今この時から、改めて法令の遵守、輸送の安全の確保、そして適正営業に徹し、一致団結して汚名返上に努めこの難局を乗り越えられるよう事業者各位の努力が必要です。

第10回 理事会の焦点

啓蒙と再発防止に
力を合わせて取り組もう！

開催日時 2月12日（木）午後1時

場所 日個連会館

決議事項

- ① 臨時総会招集決定の件
- ② 会員の処分に関する件
- ③ 会費一部未納に関する件

理事会の冒頭、木村会長より現在の業界を取り巻く情勢について、次のような話がありました。

「非常に残念な事案を3つお伝えしなければなりません。まずは、タクシーセンター指導員への暴言・暴力行為が発生してしまいました。そして無免許運転、さらには飲酒運転に近い状況が発生してしまいました。

これらは業界、および個人タクシーの評価を著しく下げることとなり、個人タクシーの存在意義がますます薄れかねません。通達も既に出されておりますが、無免許運転に関しては指示通達が出ています。対応のため忙しい思いをすることになると思いますが、起きてしまった以上、言われたことはきちんとやらなければなりません。何より再発防止が大事になってきます。

暴言・暴力行為また無免許運転等、ほんの一部の人達の行った行為により、約1万4千人全体が苦勞しなければなりません。皆で力を合わせて啓蒙策・再発防止策を具体的にいうよう宜しくお願いしたいと思います」

その後の審議において、③は継続審議が決まり、その他のすべての決議事項は可決承認されました。



「厳しい通達について」語る木村会長

都内個人タクシー現況（平成27年2月1日現在）

許可事業者数 14,535名（前月比 -57名）
（特別区、武三14,085名 北多摩172名 南多摩278名）
傘下事業者数 14,246名（前月比 -49名）
（特別区、武三13,797名 北多摩172名 南多摩277名）

譲渡譲受認可書交付式

原点を忘れることなく前進を！
159名の新事業者が誕生

2月18日(水)午後3時より、個人タクシー会館にて関東運輸局による「個人タクシー認可書交付式」が行われ、東京では新たに159名(特別武3149名・北多摩4名・南多摩6名)の事業者が誕生しました。

関東運輸局東京運輸支局五十嵐次長からご挨拶がありました。

「個人タクシー事業者として自信と誇り、自覚を持ち、業界の模範として個人タクシー事業の発展に貢献していただきたい」と思います。2020年のオリンピック・パラリンピックに向け、訪日外国人への対応が求められています。世界で一位と言われる東京のタクシーの評価が今後も続くよう、各事業者の努力をお願いします。最後に輸送の安全確保と事故防止、法令遵守、自己管理の徹底、この3つのお願いをさせていただき、今後とも健康に留意され無事故でご活躍されることを祈念いたします」



認可書を代表で授与された田口福二さん

認可者の喜びの声

お客様の立場を
忘れずに

都営協・都民同盟協会

田口福二さん



14年前に法人タクシーとなり、長く続けていきたいという思いから個人を目指しました。2回目のチャレンジで認可を受けることができ、とてもうれしく思っています。お客様あつてのタクシー業務だと思っていますので、お客様の立場を忘れないで頑張っていきたいと思っています。

お客様から感謝される
ドライバーに

東個協・新宿支部

加瀬正二さん



法人時代は、体調が悪い時などもなかなか休みづらく、個人になってきちんと自分で管理したいと考えるようになりました。今日の講習を終え、これで個人タクシーになったという実感がわいてきた気がします。これからも、お客様に「ありがとう」と言ってもらえるような運転を心がけます。

羽田空港
定額運賃が変更

Ⅱ 国内線も定額運賃乗り場へⅡ

首都高速道路中央環状線山手トンネル(高速湾岸線)高速3号渋谷線)開通に伴い、最短距離が変わることから羽田空港定額運賃の見直しを行い、定額運賃額等が変更されました。

適用するゾーンも見直し、特別区武三交通圏においては従来の5ゾーンから行政区ごとの19ゾーン(羽田空港から近い6区は設定しておりません。)となりました。

定額運賃は、羽田空港の定額運賃指定乗り場における「乗り場方式」、及び予め営業所又は無線基地局において、旅客との間に定額運賃によることを特約した場合に適用するものです。

従来の羽田空港における「定額運賃専

用乗り場」は国際線タクシー乗り場ののみでしたが、新たに国内線タクシー乗り場も「定額運賃専用乗り場」となり4月6日(月)から運用開始されます。

従いまして、羽田空港タクシー乗り場に入構する際には、定額運賃を設定していること、定額運賃による特約を受諾する意志があること、ETC装着車両であることが必要となります。

なお、国際線タクシー乗り場については、優良タクシー乗り場であることから、更に優良タクシー乗り場への入構資格、『WELCOME ABOARD』ステッカーの貼付、及び指差し外国語シートの携行が必要です。

また、羽田空港タクシー乗り場からの乗車の場合、目的地が定額運賃適用ゾーンであれば自動的に定額運賃の適用となり、適用ゾーン以外であればメーター運賃の適用となります。

羽田空港 定額運賃

適用ゾーン	定額運賃
江戸川区	6,700円
台東区	6,900円
墨田区	6,800円
文京区	7,000円
千代田区	5,600円
新宿区	6,800円
渋谷区	6,400円
足立区	8,500円
葛飾区	8,700円
荒川区	7,900円
北区	8,400円
豊島区	8,500円
中野区	7,500円
杉並区	8,200円
世田谷区	6,600円
板橋区	9,400円
練馬区	9,800円
武蔵野市	10,700円
三鷹市	10,200円

※1 特別区武三交通圏の定額運賃

※2 「深夜早朝割増」、「障害者割引」等の適用定額運賃は省略しております。

個人タクシー利用者感謝の日キャンペーン

当選者発表 & 喜びの声を紹介します

昨年12月1日から21日までの3週間にわたり行われた、東北の有名温泉旅館へア宿泊券などが当たる「個人タクシー利用者感謝の日キャンペーン」。応募総数1万2444通(うち東京地区9917通)のなか、715名のお客様と415名の事業者の当選が決まりました。ここでは「マスター賞」に当選した方々の声を一部ご紹介いたします。



マスター賞の抽選を行う木村会長

行われました。キャンペーン概要と応募状況の説明がされた後、会長・副会長をはじめ関東支部の副支部長、各県協会会長が大きな抽選箱より応募ハガキの抽選を行い、「マスター賞」15組と「ふたつ星賞」20名の当選が決定しました。後日行われた事務局による抽選と合わせて715名のお客様と415名の事業者の当選者が決まりました。

事業者への副賞として、「マスター賞」「ふたつ星賞」に当選された方のご利用になった個人事業者にも後日事務局における確認の後、デイズニリーゾートペアチケット等の贈呈があります。また「ひとつ星賞」については、当選されたお客様のご利用になった個人事業者の中から副賞を贈呈されます。

マスター賞に当選されたお客様の声

道に詳しいので安心 佐藤 智治さん

仕事で深夜になることが多く、普段からよくタクシーを利用しています。が、個人タクシーは道に詳しい方が多

いので、安心して任せて、車内ではゆっくりさせてもらっています。今回はまさかこんな賞が当たるとは思っていなかったので大変驚きましたが、家族と「どこに泊まろうか」と色々調べたりガイドマップを購入したりと楽しみながら過ごしています。

これからは個人タクシーを利用します 松原 友子さん

仕事帰りの食事先まで、たったワンメーターで利用しました。短い距離で申し訳ないなと思っていたところ、丁寧に接して下さり、「よかったらこういうのがあるのですが」と説明を受けて葉書をいただきました。それまでタクシーに乗る時も特に個人タクシーを意識したことはなかったですし、マスターズ制度というものも知りませんでした。が、この当選を機に主人も「これからは個人タクシーを利用しよう」と言っています。

当選賞品(お客様)

マスター賞

東北くつろぎの旅
往復新幹線スーパーこまち
有名旅館宿泊プラン 15組

ふたつ星賞

東北特産品(産地直送)
1万円相当 20名
5千円相当 30名
3千円相当 50名

ひとつ星賞

クオカード(500円) 600名

計報

*12月

所属団体

稲葉 正 (東個協・葛飾第二)

平塚 義雄 (東個協・杉並)

天野 正美 (東個協・墨東)

中井 達朗 (東個協・杉並第二)

大川 浩志 (東個協・城南)

岩島 登 (都営協・東)

今井 國夫 (都営協・城北)

新妻 敏雄 (都営協・城北)

ご冥福をお祈り申し上げます

享年 病名

71 心不全

64 脾臓癌

68 胃癌

72 心不全

74 動脈瘤破裂

65 心不全

65 大腸癌

65 肝臓癌

行政処分状況

平成27年1月分

処分日	氏名	処分内容(車両停止)	違反事項	違反概要	点数
1月6日	小松正憲	80日車	道運法第25条	運転者の制限違反	8点
1月6日	花元建二	15日車及び安全確保命令	車両法第58条第1項他	無車検運行他	2点

不適正営業集計表(街頭営業適正化指導規程)

(件)

発生月	警告事案	講習事案	処分事案	合計
平成26年12月	48	7	1	56

処分手案対処報告書(街頭営業適正化指導規程)

平成27年1月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
全個人		K・T	H26.12.4	六本木	交通阻害行為		換金停止 今後の研修会欠席認めない

※処分事案は東個協・都営協等に処分を要請し、平成27年1月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

地理モニター報告③

【 名称変更 】

旧名称	新名称	所在地	変更日
愛育病院	愛育クリニック	港区南麻布5-6-8	平成27年2月

【 移転 】

名称	新所在地	旧所在地	移転日
愛育病院	港区芝浦1-16-10	港区南麻布5-6-8	平成27年2月

【 道路・橋等 】

地図	名称	概要	変更日
	西武池袋線 (練馬高野台駅～大泉学園駅間) 連続立体交差事業	西武池袋線連続立体交差事業において、井草通りなどの3箇所の踏切がなくなるとともに、練馬高野台駅から大泉学園駅までの事業区間全線の高架化が完了した。この結果交通渋滞が解消される。 2015地図 P102-E-2～103-H-3	平成27年1月



◀ 支部に飾られている数々の賞状

▶ 島崎安夫氏が受章した黄綬褒章



事業者を支える事務員のみなさん



左上段より金田理事、小杉理事、上田理事
左下段より篠原専務理事、丸山出向理事、椎橋支部長、三浦副支部長

東京ぐるり

支部紹介 ● 第63回 ●

日個連東京都営業協同組合 第一事業団支部
(所在地・世田谷区桜)

ロードリーダー 義務を果たそう

昭和49年6月、668名にて事業協同組合として設立認可され、以後都営協の中でも常に中心となり、個人タクシーの発展と公共の福祉増進に努力してきた第一事業団。「加入促進と教育の充実で組織の拡大を」「健康管理と無事故で事業の繁栄を」をはじめとした5つのスローガンを掲げて41年、今日に至りました。歴代の先輩方の中には、日個連都営協の理事長や役員経験者も多数。また黄綬褒章を受章された方もおられる歴史ある支部です。

「何より事業者に協力してくれる職員の方がいるからこそ、事業者が安心して事業に打ち込めている。これからも職員と事業者が一緒になって発展していきたい」と椎橋支部長からの言葉が印象的でした。

なんでもトピックス

地域のおすすめスポットやクラブ活動、名物ドライバーなどなんでもご紹介

毎月発行「組合だより」

今回で485回目の発行となる「組合だより」。5支部で形成されている第一事業団では、各支部の行事予定、お知らせ等、内容豊かな「組合だより」で、事業者同士が情報共有するために貢献しています。

